

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日付けで感染法上の位置づけが5類へ移行したことに伴い、向日市ファミリーサポートセンターでは、対応を下記のとおりと致します。
今後ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

① 活動における感染症対策について

5類移行後においても、

- ① 健康状態の確認（ご家族を含む）
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケット

といった対策を講じることは引き続き必要であると考えています。

※マスクの着用については会員個人の判断に委ねます。

② 会員本人が感染した場合や同居のご家族が感染した場合について

これまで同様、活動の際に感染症状や体調不良が見られる場合は活動の見合わせをお願いします。

援助活動は当事者間の責任において成り立ちますので、ご本人や同居のご家族の健康状態をよくご確認いただき、依頼や受諾をお願いします。

活動日直近で状況が変化した場合は活動中止になることもご了承ください。

また、新型コロナウイルスに係る当日キャンセルにつきましても、令和5年5月8日以降は通常のキャンセルと同様にキャンセル料が発生します。

以上